

特殊車両通行 ~~許可~~ 申請書 (新規)

平成26年12月23日

通行開始年月日	平成27年1月10日
通行終了年月日	平成28年1月9日

〒940-1146

住所 新潟県

車種区分	重セミ
車両番号等	車名及び型式
長岡130	三菱
他0台	KL-FV50NHR
長岡100	東急
他0台	TD55K2T2S

会社名・氏名

代表者名

TEL

担当者名

TEL

事業区分

その他A

積載 貨物	幅	高さ	長さ
	320 cm	333 cm	1000 cm
品名	建設機械		

軸種数	1
-----	---

車両諸元	総重量	最遠軸距	最小隣接軸距	隣接軸重	長さ
	62430 kg	1437 cm	120 cm	33640 kg	1688 cm
	幅	高さ	最小回転半径	最大軸重	最大輪荷重
	320 cm	400 cm	1170 cm	16820 kg	5670 kg

通行区分	片道	通行経路数	2 経路
------	----	-------	------

更新又は変更経緯

申請内容	年月日	許可番号	車両台数	総通行 経路数	変更事由
新規時	-	-	-	-	-
前回	-	-	-	-	-

特殊車両通行 ~~許可証~~ 認定書

国北整長一管車 第 号

平成27年1月20日

申請のとおり ~~許可~~ する。ただし、別紙の条件に従うこと。

許可証 認定書の有効期間	自：平成27年1月20日
	至：平成28年1月19日

道路管理者

北陸地方整備局長

(1) 許可証 (以下「本証」という。) の取扱上の注意事項

1. 本証の交付を受けた者は、通行中本証を当該車両に備え付けなければならない。
2. 本証は、本証に記載された車両以外の車両には使用することはできない。
3. 通行に際し、本証に記載されている通行条件、通行経路等は厳守しなければならない。
4. 通行条件等に関し、道路管理者等から措置命令を受けた場合には、それに従わなければならない。
5. 本証に記載されている車両諸元、通行経路等に変更があった場合には、道路管理者に変更の申請を行い、許可を得なければならない。

(2) 不服申立て又は処分の取消しの訴え

この特殊車両通行許可について不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、本証を受け取った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求することができる (なお、本証を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求することができなくなる。)。また、行政事件訴訟法の定めるところにより、本証を受け取った日 (当該処分につき、審査請求した場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日) の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として (訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる (なお、本証を受け取った日又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)